株主各位

東京都豊島区東池袋三丁目1番4号 サンシャインシティ文化会館6階 株式会社アドバンスト・メディア 代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

また、株主総会終了後、事業説明会を開催いたしますので、併せて ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成27年6月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成27年6月25日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番4号 サンシャインシティ 文化会館7階 会議室704室
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第18期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第18期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

- 4. 議決権の行使についてのご案内
 - (1)書面による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合 インターネットにより議決権を行使される場合には、別添(33頁)の【イ ンターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成27年6月24 日(水曜日)午後5時30分までに行使してください。

以上

(1) 当日ご出席の際には、お手数ではございますが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- (2) 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表は、法令および当社 定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.advanced-media.co.jp/corp/ir/) に掲載しておりますので、 本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。 したがいまして、本提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際 して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (3) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

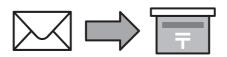
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会へご出席願えない場合は、以下の方法によって是非とも議決権を行使い ただきますようお願い申し上げます。

郵

しますようご投函ください。

同封の議決権行使書用紙に、議案に対す インターネットによる議決権行使は、当 る賛否をご表示いただき、お早めに到着 社の指定する議決権行使ウェブサイト にアクセスしていただくことによって のみ実施可能です。





行使期限

平成27年6月24日午後5時30分着まで

行使期限

平成27年6月24日午後5時30分まで

(1) 議決権行使のお取扱いについて

複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行 使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決 権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決 権行使としてお取扱いいたします。

(2) 議決権行使ウェブサイトについて

同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワー ド」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス

http://www.web54.net

(提供書面)

事 業 報 告

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税の影響や急激な円安 進行による輸入価格の上昇が大きな懸念材料となりましたが、政府・日銀 による経済政策が景気を下支えし、企業収益の改善や設備投資の持ち直し がみられ、緩やかな回復基調が続きました。

このような情勢のもと、当社グループは事業拡大の取り組みとして、「既存コアビジネスのさらなる成長」を第一の成長エンジン、「新規ビジネスの創生・M&A・海外事業」を第二の成長エンジンと位置付け、これら二つの成長エンジンの駆動で、飛躍的な売上増大を目指してまいりました。

そのような中、売上に関しましては、CTI事業部、議事録事業部、連結子会社のAMIVOICE THAI CO., LTD. (タイ王国) の分野において増収(対前期比146.6%) を実現いたしました。しかしながら、医療事業部については、パッケージ製品の販売不振や新サービス立ち上げが遅れたこと、また、クラウド事業部についてもコンシューマー向けサービスが想定どおりの収益をあげられなかったことやウェアラブル関連の新サービス・新製品の立ち上げが翌期にずれ込んだことなどにより、減収(対前期比94.7%)となりました。その結果、全体での売上高は1,822百万円となりました。

損益に関しましては、粗利益率は前期水準を維持したものの、売上が当初見込みを下回ったことにより、営業利益は当初計画を大きく下回りました。また、経常利益および当期純利益につきましては、保有する米ドル建て預金等の為替変動による為替差益266 百万円を計上したことで営業損失を補い、ほぼ当初計画どおりとなりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,822百万円(前期は売上高 1,566百万円)、営業損失478百万円(前期は営業損失211百万円)、経常 損失169百万円(前期は経常損失33百万円)、当期純損失は176百万円(前 期は当期純損失243百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は 179百万円であり、主に社内の情報システムの構築、ソフトウエアの取得に よるものであります。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承 継の状況

該当事項はありません。

① 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成26年8月25日付にて株式会社速記センターつくばの全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

当社は、タイ王国において、True Touch Company Limitedとの合弁会社としてTrue Voice Company Limitedを平成26年11月12日付にて設立しました。なお、当社の出資比率は45.0%であります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

	区	分	第15期 (平成24年3月期)	第16期 (平成25年3月期)	第17期 (平成26年3月期)	第18期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売	上	高(千円)	1, 239, 006	1, 573, 286	1, 566, 593	1, 822, 747
	純利益ま (△)	たは当期純損 (千 円)	1, 646, 276	836, 971	△243, 764	△176, 591
		関純利益または 関純損失 (△)	10,788円04銭	54円85銭	△15円94銭	△11円09銭
総	資	産(千円)	4, 350, 106	4, 987, 192	6, 363, 015	6, 552, 864
純	資	産(千円)	3, 975, 146	4, 647, 126	5, 279, 067	5, 249, 642

(注) 第17期において 1 株につき100株の株式分割を行いましたが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益(損失)金額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

	区	分	第15期 (平成24年3月期)	第16期 (平成25年3月期)	第17期 (平成26年3月期)	第18期 (当事業年度) (平成27年3月期)
売	上	高 (千円)	1, 178, 803	1, 510, 898	1, 458, 029	1, 564, 335
当期失	純利益ま	たは当期純損 (千 円)	1, 615, 649	836, 648	△227, 747	△102, 592
1 株 1 株	当たり当期 当たり当期	用純利益または 純損失 (△)	10,587円34銭	54円83銭	△14円89銭	△6円44銭
総	資	産(千円)	4, 361, 802	4, 986, 890	6, 374, 793	6, 557, 790
純	資	産(千円)	3, 987, 789	4, 652, 836	5, 301, 229	5, 334, 874

(注) 第17期において 1 株につき100株の株式分割を行いましたが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益(損失)金額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

① コアドメインのさらなる成長

各コアドメインにおいて、オンリーワンもしくはトップシェアの地位を確立してまいりました。今後も、既存製品およびソリューション型ビジネスのさらなる拡大を行い当社の圧倒的な地位を各分野で確立しながら、新たなサービス事業の創出を行うことで、月額課金モデルによる安定的な売上成長を実現してまいります。また、エンドサービス事業に取り組むことでターゲット顧客の裾野を拡げてまいります。

② 新規ビジネス開発およびM&A

スマートデバイスの普及にともなって音声認識技術を利用するシーンが 増大し、一般社会にも一定の認知度が高まり、より身近な技術となってま いりました。また、今までは入力インターフェイスのひとつでしかなかっ た音声認識技術が、対話型の新たなコミュニケーションツールとして活用 されはじめ、今後、音声認識技術の活用シーンはさらに拡大していくもの と考えております。

そのような中、当社グループが未だ展開できていない新しい事業もしくは新しい市場の創造を積極的に行うことで、当社グループが能動的に音声認識技術の活用シーンを拡大させてまいります。これらは、当社グループ自らが実行および創造をしていくことと並行して、M&Aも積極的な選択肢として捉えてまいります。M&Aについては、M&A対象企業に音声認識技術を付加することで、当社グループとM&A対象企業の双方が企業価値を向上させるとともに、早期に新しい事業もしくは新しい市場を立ち上げるために実行してまいります。

③ 海外事業

当社グループの飛躍的な売上成長を牽引するために、国内だけに留まらず積極的な海外展開を実行してまいります。なかでも、市場規模が大きく成長スピードが早い中国市場の開拓を優先し早期に行ってまいります。

これらの海外展開においては、事業提携、資本提携等の戦略アライアンスを積極的に展開し、営業チャネルや顧客ベースの早期獲得、人的リソースの獲得などを行い早期に一定の事業規模へと成長させてまいります。

(4) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

- ・AmiVoice®を組み込んだ音声認識ソリューションの企画・設計・開発を行う「ソリューション事業」
- ・AmiVoice®を組み込んだアプリケーション商品を提供する「ライセンス事業」
- ・企業内のユーザや一般消費者へのサービスにAmiVoice®を提供する「サービス事業」

(5) 主要な事業所(平成27年3月31日現在)

当 社	本社:東京都豊島区
AMIVOICE THAI CO., LTD.	本社:Bangkok Thailand
株式会社グラモ	本社:東京都豊島区
Glamo America , Inc.	本社:Nevada America
株式会社速記センターつくば	本社:茨城県取手市

(6) 使用人の状況 (平成27年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
		144 (38	3) 名	29 (5) 名増

- (注) 使用人数は就業員数であり、アルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - ② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	119	(25)	名	21 (2) 名増			37. 7	歳				5.6	61年	1

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社および関連会社の状況
 - イ, 重要な子会社

社	名	資	本	金	当社の出資 比率 (%)	事	業	内	容
AMIVOICE THAI	CO., LTD.	27, 00	00(千タイ	バーツ)	100.00	音声認お			ンの開発 提 供
株式会社グラモ			5, 700)千円	100.00	音声 i H E M	忍識技育	術を系 機器	月用したの 販売
Glamo America ,	Inc.	10 (千米ド	シル)	100.00	音声 i H E M	忍識技育	術を系 機器	月用したの 販売
株式会社速記セ つくば	ンター		10, 000)千円	100.00	文字会	起こし議	事業	および 作 成

口. 重要な関連会社

True Voice Company Limited	24,000(千タイバーツ)	45. 00	音声記	忍識ソリ	ューシ	/ョンの 提	開発供
-------------------------------	----------------	--------	-----	------	-----	-----------	-----

- (注) 1. 平成26年8月25日付にて株式会社速記センターつくばの全株式を取得し、 同社を連結子会社といたしました。
 - 2. 平成26年11月12日付にてTrue Voice Company Limitedを設立し、同社を持分法適用関連会社といたしました。
 - 3. 出資比率は間接保有も含めております。
- ③ その他 該当事項はありません。
- (8) 主要な借入先および借入額 (平成27年3月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項(平成27年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 35,800,000株

② 発行済株式の総数 15,929,405株

③ 株主数

13,884名

(注)ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は7,000株増加しておりま す。

④ 大株主

株	主		名	当社への	出 資 状 況
17%	土		泊	持株数(株)	持株比率(%)
	ベ・アジア・エ ンド 投 資 事 業			628, 205	3.94
有	限 会 社	н с	Ι	560, 000	3. 52
株式	会社サン	クロ	レラ	522, 500	3. 28
鈴	木	清	幸	472, 400	2. 97
廣	日 証 券 杉	未 式 会	: 社	285, 090	1.79
今	西	信	幸	280, 000	1.76
株二	式 会 社 S	B I ā	E 券	169, 900	1.07
村	上	青	史	167, 300	1.05
東邦:	ホールディン	グス株式	会社	162, 000	1.02
旭	産 業 有	限 会	社	155, 600	0. 98

⁽注) 持株比率は、自己株式 (75株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

- ②その他新株予約権等に関する重要事項
- イ. 平成25年5月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転 換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	22個
新株予約権の目的である株式の種類と数	①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ②新株予約権の目的である株式の数は、本社債の元本総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資され る財産の内容およびその価額	①新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社 債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払 込金額と同額とする。 ②転換価額は1株につき1,170円とする。
新株予約権の行使期間	平成25年5月27日から平成31年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行 する場合における増加する資本金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果I円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使条件はない。
社債の残高	770百万円

ロ. 平成25年5月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第3回新株予約権

新株予約権の総数	90個
新株予約権の目的である株式の種類 と数	普通株式 2,520,000株 (新株予約権1個につき28,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき476,000円 (新株予約権の目的となる株式1株当たり17円)
新株予約権の払込期日	平成25年5月27日
新株予約権の行使に際して出資され る財産の価額	1株につき1,797円
新株予約権の行使期間	平成25年 5 月27日から平成31年 5 月26日
新株予約権の行使により株式を発行 する場合における増加する資本金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果I円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使条件はない。

第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当て る。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事 業有限責任組合

ハ. 平成25年9月25日開催の取締役会決議に基づき発行した募集新株予約権

新株予約権の総数	4, 890個
新株予約権の目的である株式の種類 と数	普通株式 489,000株(新株予約権1個あたり100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり1,915円
新株予約権の払込期日	平成25年10月11日
新株予約権の行使に際して出資され る財産の価額	1株につき1,382.15円
新株予約権の行使期間	平成26年7月1日から平成32年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行 する場合における増加する資本金お よび資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	①新株子約権は、以下に行使み保にに定め条件に名を書とき書とを書して、各権利行人とれている条件を有られたなおとき書した、以降、できる、は、以降、できる、は、以降、できる、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

新株予約権の行使の条件	②新株予約権者は、当社または当社子会社を退任もしくは退職をした場合には、未行使の新株予約権者に使できなくなるものとする。なお、新株予約権者に当社または当社子会社都合の退職に事情を考慮当社が諸搬の事情を考慮者により資格を喪失した場合は、当該新株予約権者による新株予約権者により資格を喪失の日より1年間経過する日と行に限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるといり、権利行使資格を喪失しなければ行使できるとはずであった新株予約権を行使することができる。。 ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ④1個の新株予約権の一部行使は認めない。
割当先	① 当社取締役 4名 800個 ② 当社監査役 3名 90個 ③ 当社従業員 56名 2,440個 ④ 当社子会社取締役 1名 1,500個 ⑤ 当社子会社従業員 2名 60個 合計 66名 4,890個

(注)各新株予約権について、平成25年10月1日付にて実施した株式分割(1 株を100株に分割)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数等を調整してお ります。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況(平成27年3月31日現在)

	地		位		E	E	彳	<u></u>	担 当	重要な兼職の状況
代会	表長	取兼	締社	役長	鈴	木	清	幸		AMIVOICE THAI CO., LTD. Director
取		締		役	立	松	克	己	経営管理部長	株式会社グラモ取締役
取		締		役	藤	田	泰	彦	情報システム部長	AMIVOICE THAI CO., LTD. President
取		締		役	堤			満	事業本部長	
取		締		役	松	村		淳		株式会社クワイエット・パートナーズ代表取締役社長 株式会社ウィズ・パートナーズ代 表取締役
取		締		役	飯	野		智		株式会社グラモ取締役
常	勤	監	查	役	石	Щ	紘	次		
監		査		役	向	川	寿	人		向川公認会計士事務所代表
監		査		役	小	林	明	隆		一番町国際法律特許事務所代表

- (注) 1. 取締役松村淳氏および飯野智氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役でありま す。
 - 2. 監査役石川紘次氏および向川寿人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であ ります。

 - 3. 監査役向川寿人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。 4. 当社は、監査役石川紘次氏および向川寿人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区						分	支給人員(名)	支給額 (千円)
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)	4 (-)	20, 500 (-)
監 (う	ち	社	查外	監	查	役 役)	3 (2)	11, 100 (9, 300)
合						計	7	31,600

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 社外取締役については、報酬は支払っておりません。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第7回定時株主総会において年額200 百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第7回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
 - ③ 社外役員に関する事項
 - イ. 重要な兼職先と当社の関係

取締役松村淳氏は株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役を兼務しており、当社は、同社が業務執行組合員であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に対し、無担保転換社債型新株予約権付社債および新株予約権の割り当てを行っているほか、同社は、当社の株式を一部保有しております。なお、取締役飯野智氏は株式会社ウィズ・パートナーズのファンド事業CIO兼投資運用部長を兼務しております。

取締役松村淳氏は、株式会社クワイエット・パートナーズの代表取締役を兼職しておりますが、同社と当社との間に特別の関係はありません。 取締役飯野智氏が取締役に就任している株式会社グラモは当社の連結子会社であります。

監査役向川寿人氏は、向川公認会計士事務所の代表を兼職しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

- ロ. 当事業年度における主な活動状況
 - 取締役会および監査役会への出席状況

							取締役会(17回開催)	監査役会 (12回開催)
							出席回数	出 席 率 (%)	出席回数	出 席 率 (%)
取	締	役	松	村		淳	12	70. 59	_	-
取	締	役	飯	野		智	16	94. 12	-	-
監	査	役	石	Щ	紘	次	17	100.00	12	100.00
監	査	役	向	Щ	寿	人	15	88. 24	12	100.00

(注)上記には、会社法第370条に定める書面決議は含んでおりません。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役松村淳氏および飯野智氏は、取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、これまでの経験を生かした経営に関する発言および助言を行っております。

監査役石川紘次氏は、取締役会において、社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、監査役会において、監査活動報告および各監査役の知見を交えた監査役の職務執行に関する意見交換および重要事項についての協議を行っております。

監査役向川寿人氏は、取締役会において、公認会計士としての専門的 見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確 保するための助言および提言を行っております。また、監査役会におい て、監査活動報告および各監査役の知見を交えた監査役の職務執行に関 する意見交換および重要事項についての協議を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損 害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額と しております。

(4) 会計監査人の状況

(1) 名称

海南監查法人

② 報酬等の額

	報酬額(千円)
会計監査人としての報酬等の額	18,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額	18, 000

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための 体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程を定め、単なる法令順守にとどまらず、 法令の趣旨および精神を尊重することを経営の基本方針とし実践する。

取締役は、コンプライアンス担当役員を中心に当社および関係会社に対し、高い企業倫理と厳格な法令順守の浸透に努める。

コンプライアンス担当部署は、コンプライアンス担当役員のもとでコンプライアンス体制の整備を行うとともに、正しい知識を付与するために、適宜、コンプライアンス教育研修を全役職員に実施し周知徹底を図る。

コンプライアンス経営の強化に資することを目的として制定した公益通報者保護法に基づく規程に基づき、組織的または個人的な法令違反行為等を適切に処理する体制構築と周知を図る。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制 文書管理規程に基づき、適切に保存ならびに管理を行う。また、必要に 応じて外部保管機関の利用なども視野に入れ、より安全かつ効率的な保存 方法と保存期間を設定する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 リスク管理担当役員ならびにリスク管理担当部署を配置する。

リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会は直ちに報告すべき重要情報の基準および開示基準を審議する。

重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、利益相反取引、子会社および関係会社との重要な取引等、当社に影響を及ぼす可能性のある事項については取締役会の決議を要する。

代表取締役、コンプライアンスおよびリスク管理担当役員は、コンプライアンスおよびリスク管理への取り組みや進捗状況等、適宜、取締役会に報告を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回開催するほか、適宜、臨時に開 催し、法令、定款および社内規程に基づき重要事項の決定ならびに業務執 行状況の管理および監査等を行う。

各取締役は役員規程および業務分掌規程等に基づき業務を執行し、随時、必要な決定を行う。また、業務執行の効率性を高めるため、必要に応じて 権限体系および決裁方法を見直す。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため の体制

関係会社ごとに選任される担当責任者は、関係会社管理規程に基づき、 適宜、当社への決裁および報告を行う。さらに、関係会社が内部統制シス テムを整備するよう指導し、法令違反その他内部統制にかかわる重要事項 を発見した場合は、直ちに当社の取締役および監査役に報告することを要 する。 ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関 する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容(任命、異動、人事考課、賞罰等)については、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとする。また、当該使用人については、取締役からの独立性を充分に確保する。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への 報告に関する体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の会議において業務執行状況の 報告を行い、会社に著しい損害を及ぼし、または発生する恐れがあるとき および職務遂行に関する法令違反または不正な行為を発見したときは、直 ちに監査役に報告することを要する。

監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役会の監査計画に基づき、監査が効率的かつ実効的に行えるよう、 各部署の協力体制と内部監査部門との連携体制を構築する。

監査役会は、監査の実施のために必要なときは、自らの判断により外部の専門家を活用することができる。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は企業価値および株主価値を向上させ、市場から適正な評価を頂くことが最良の買収防衛策と考えます。また、敵対的買収とその防衛策につきましては経営の一般的課題として検討しておりますが、具体的な防衛策を直ちに採るには至っておりません。よって、当該事項につきまして、該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金額
<資 産 の 部>		<負 債 の 部>	
流動資産	5, 267, 809	流 動 負 債	498, 774
現金及び預金	3, 535, 776	買 掛 金	96, 388
受取手形及び売掛金	699, 688	未 払 金	122, 008
有 価 証 券	902, 852	未払法人税等	15, 197
商品及び製品	24, 626	前 受 金	99, 974
仕 掛 品	7, 782	繰延税金負債	108, 144
原材料及び貯蔵品	14, 515	そ の 他	57, 061
未 収 入 金	9, 464	固 定 負 債	804, 447
そ の 他	77, 625	社	770, 000
貸 倒 引 当 金	△4 , 521	資産除去債務	7, 279
固定資産	1, 285, 054	繰延税金負債	27, 168
有 形 固 定 資 産	50, 893	負 債 合 計	1, 303, 222
建物	7, 886	<純資産の部>	., ,
そ の 他	43, 006	株主資本	4, 910, 215
無形固定資産	267, 097	資 本 金	4, 973, 097
ソフトウエア	148, 901	資本剰余金	3, 965, 231
ソフトウエア仮勘定	13, 085	利益剰余金	$\triangle 4,028,011$
のれん	104, 994		
そ の 他	115	自己株式	△102
投資その他の資産	967, 063	その他の包括利益累計額	287, 222
投資有価証券	430, 714	その他有価証券評価差額金	275, 415
敷金及び保証金	86, 869	為替換算調整勘定	11, 807
長期前払費用	399, 855	新株予約権	52, 204
そ の 他	49, 623	純 資 産 合 計	5, 249, 642
資 産 合 計	6, 552, 864	負債純資産合計	6, 552, 864

連結損益計算書 (平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

科目		金	額
売 上 高			1, 822, 747
売 上 原 価			611, 354
売 上 総 利	益		1, 211, 393
販売費及び一般管理費			1, 689, 657
営 業 損	失		478, 264
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	5, 992	
有 価 証 券 利	息	12, 180	
為替差	益	266, 149	
投 資 事 業 組 合 運 用	益	8,774	
雑 収	入	10, 285	303, 382
営 業 外 費 用			
支 払 手 数	料	10, 326	
持分法による投資損	失	527	
貸倒引当金繰入	額	△16, 227	
雑 損	失	3	△5, 369
経 常 損	失		169, 512
税金等調整前当期純損	失		169, 512
法人税、住民税及び事業	税	7, 079	7, 079
少数株主損益調整前当期純損	失		176, 591
当 期 純 損	失		176, 591

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	(4-12-111)
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4, 969, 597	3, 961, 731	△3, 851, 419	△68	5, 079, 840
当連結会計年度変動額					
新株の発行	3, 500	3, 500			7,000
当 期 純 損 失			△176, 591		△176, 591
自己株式の取得				△34	△34
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					_
当連結会計年度変動額合計	3, 500	3, 500	△176, 591	△34	△169, 625
当連結会計年度末残高	4, 973, 097	3, 965, 231	△4, 028, 011	△102	4, 910, 215

	そ(の他の包括利益累計			
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整 勘 定	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	146, 143	878	147, 021	52, 204	5, 279, 067
当連結会計年度変動額					
新株の発行					7, 000
当 期 純 損 失					△176, 591
自己株式の取得					△34
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	129, 271	10, 928	140, 200		140, 200
当連結会計年度変動額合計	129, 271	10, 928	140, 200	_	△29, 425
当連結会計年度末残高	275, 415	11, 807	287, 222	52, 204	5, 249, 642

貸 借 対 照 表 (平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科 目	金額
<資産の部>		<負債の部>	
流動資産	5, 158, 684	流動負債	418, 468
現金及び預金	3, 440, 237	買 掛 金	80, 650
受 取 手 形	3, 491	未 払 金	72, 145
	566, 279	未 払 費 用	14, 993
有 価 証 券	902, 852	未払法人税等	13, 886
商品及び製品	4, 081	前 受 金	99, 974
仕 掛 品	6, 354	預 り 金	6, 871
原材料及び貯蔵品	3, 124	繰 延 税 金 負 債	108, 144
	·	そ の 他	21, 802
前払費用	68, 044	固 定 負 債	804, 447
未 収 入 金	7, 639	社	770, 000
その他	161, 820	資産除去債務	7, 279
貸倒引当金	△5 , 240	繰 延 税 金 負 債	27, 168
固定資産	1, 399, 105	負 債 合 計	1, 222, 916
有 形 固 定 資 産	47, 463	<純 資 産 の 部>	
建物	7, 886	株 主 資 本	5, 007, 254
工具、器具及び備品	39, 576	資 本 金	4, 973, 097
無形固定資産	161, 519	資本 剰余金	3, 439, 797
ソフトウェア	148, 433	資本準備金	3, 439, 797
ソフトウエア仮勘定	13, 085	利 益 剰 余 金	△3, 405, 538
投資その他の資産	1, 190, 123	その他利益剰余金	△3, 405, 538
投資有価証券	393, 117	繰越利益剰余金	$\triangle 3, 405, 538$
		自己株式	△102
関係会社株式	261, 691	評価・換算差額等	275, 415
敷金及び保証金	85, 868	その他有価証券評価差額金	275, 415
長期前払費用	399, 823	新株予約権	52, 204
そ の 他	49, 623	純 資 産 合 計	5, 334, 874
資 産 合 計	6, 557, 790	負債純資産合計	6, 557, 790

損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

	科			目		金	額
売		上		高			1, 564, 335
売	上	原	Į.	価			521, 438
	売	上	総	利	益		1, 042, 897
販	売 費 及	び 一 船	设管理	費			1, 448, 545
	営	業	ħ	Ę	失		405, 648
営	業	外	収	益			
	受	取	禾	ij	息	6, 912	
	有	価 証	券	利	息	12, 180	
	為	替	嘉	É	益	267, 530	
	投 資	事 業	組合	運用	益	8,774	
	雑		収		入	7, 567	302, 965
営	業	外	費	用			
	支	払	手	数	料	10, 326	
	貸倒	引当	金	繰 入	額	△16, 227	△5, 900
	経	常	Ð	Ę	失		96, 782
₹	说 引	前 当	期	純 損	失		96, 782
Ž.	去人税	、住戶	己税 及	び事業	税	5, 810	5, 810
È	当	期	純	損	失		102, 592

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

(単位: 千円)

							(<u> </u>
		株	主		資	本	
		資本乗	1 余金	利 益 乗	1 余金		
	資本金		Wr -1 - 54 A A	その他利 益剰余金	41 14 EU A A	自己株式	株主資本
		資本準備金	資本剰余金 合 計	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		合計
当期首残高	4, 969, 597	3, 436, 297	3, 436, 297	△3, 302, 945	△3, 302, 945	△68	5, 102, 881
当期変動額							
新株の発行	3, 500	3, 500	3, 500				7,000
当期純損失				△102, 592	△102, 592		△102, 592
自己株式の取得						△34	△34
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							-
当期変動額合計	3, 500	3, 500	3, 500	△102, 592	△102, 592	△34	△95, 626
当期末残高	4, 973, 097	3, 439, 797	3, 439, 797	△3, 405, 538	△3, 405, 538	△102	5, 007, 254

	評価・換	算差額等			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計	
当期首残高	146, 143	146, 143	52, 204	5, 301, 229	
当期変動額					
新株の発行				7, 000	
当期純損失				△102, 592	
自己株式の取得				△34	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	129, 271	129, 271		129, 271	
当期変動額合計	129, 271	129, 271	_	33, 645	
当期末残高	275, 415	275, 415	52, 204	5, 334, 874	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 公認会計士 斎藤 勝 卿業務執行社員 公認会計士 斎藤

指定社員 公認会計士 溝 口 俊 一 印業務執行計員 公認会計士 溝 口 俊 一 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンスト・メディアの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

一当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 公認会計士 斎藤 勝 卿業務執行社員 公認会計士 斎藤

指定社員 公認会計士 溝 口 俊 一 印業務執行社員 公認会計士 溝 口 俊 一 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンスト・メディアの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査を基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査役会活動計画に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、 監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を 図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他 重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況につい て報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社 及び重要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。ま た、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合 することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するた めに必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める 体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されて いる体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構 築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求 め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、 取締役及び海南監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社 の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事 業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報 告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

株式会社アドバンスト・メディア 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 石 川 紘 次 ⑪ 監査役(社外監査役) 向 川 寿 人 ⑪ 監 査 役 小 林 明 隆 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月 1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役で ない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、 それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮 できるよう、現行定款第26条(取締役の責任免除)および第34条(監査役の 責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第26条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

款 変

2. 変更の内容

現

変更の内容は次のとおりであります。 (下線は変更部分を示します。)

定

第26条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、<u>社外取締役</u>との間 に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結す

行

に、任務を思うたことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契 約に基づく責任の限度額は、会社 法第425条第1項に定める最低責任 限度額とする。

第34条 (監査役の責任免除) (条文省略)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第26条 (取締役の責任免除)

更

案

当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、<u>業務執行取締役等で</u> ない取締役との間に、任務を怠っ たことによる損害賠償責任を限定 する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく責 任の限度額は、会社法第425条第1 項に定める最低責任限度額とす る。

第34条 (監査役の責任免除) (条文省略)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(6名)が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		土における地位および担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
1	すずき きよゆき 鈴 木 清 幸 (昭和27年1月13日)	平成20年6月 平成22年6月	当社設立 代表取締役社長 当社代表取締役会長 当社代表取締役会長兼社長(現 任) 重要な兼職の状況) CO.,LTD.Director(現任)	472, 400株
2	たてまつ かつみ 立 松 克 己 (昭和39年11月8日)	平成19年5月 平成22年2月 平成22年5月 平成24年4月 平成25年9月	同社総務部長 当社入社 総務・人事部長 当社取締役総務・人事部長 当社取締役経営管理部長 当社取締役経営管理本部長 当社取締役経営管理本部長 当社取締役経営管理本部長 当社取締役経営管理(現 任) (㈱グラモ取締役(現任) 重要な兼職の状況)	2,000株
3	ふじた やすひこ 藤 田 泰 彦 (昭和35年4月28日)	平成12年6月 平成19年10月 平成22年5月 平成24年4月 平成26年4月	当社入社 開発本部長 当社取締役開発本部長 当社取締役技術本部長 当社取締役技術本部長 当社取締役情報システム部長 兼海外事業部長 当社取締役情報システム部長 (現任) 重要な兼職の状況) CO.,LTD. President (現任)	20,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社	における地位および担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
4	つつみ みつる 堤 満 (昭和32年6月13日)	平成16年7月 平成18年11月 平成19年10月 平成22年5月 平成24年4月 平成24年6月 昭和61年4月	(株プライムオン取締役就任 当社入社 当社ソリューション事業部技 術グループ長 当社開発本部長 当社事業本部長 当社取締役事業本部長(現任) 野村證券㈱入社	_
5	まつむら あつし 松 村 淳 (昭和37年1月24日)	平成22年10月 平成24年3月 平成25年6月 (重 (株クワイエット (現任)	(㈱クワイエット・パートナーズ 代表取締役(現任) (㈱ウィズ・パートナーズ代表取 締役(現任) ナノキャリア(㈱取締役(現任) 当社社外取締役(現任) (要な兼職の状況) ・パートナーズ代表取締役社長	_
6	いいの さとる 飯 野 智 (昭和40年7月9日)	平成12年3月 平成16年6月 平成22年9月 平成25年5月 平成25年6月 平成25年9月 平成27年4月	(㈱ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター (㈱ジーンテクノサイエンス取締役(現任) (親任) 当社社外取締役(現任) (㈱グラモ取締役(現任) (㈱ウィズ・パートナーズファンド事業CIO兼投資運用部長(現任) (理安な兼職の状況)	_

- (注) 1. 取締役候補者松村淳氏は株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役を兼務しており、 取締役候補者飯野智氏は同社のファンド事業CIO兼投資運用部長を兼務しております。 当社は、同社が業務執行組合員であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド 投資事業有限責任組合に対し、無担保転換社債型新株予約権付社債および新株予約権 の割り当てを行っているほか、同社は当社の株式を一部保有しております。なお、他 の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 候補者松村淳氏および飯野智氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数 松村淳氏および飯野智氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

- 4. 候補者松村淳氏および飯野智氏を社外取締役候補者とした理由 候補者松村淳氏および飯野智氏は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し ており、これらの経験と見識を当社の経営に活かしていただけると判断したためです。
- 5. 当社は候補者松村淳氏および飯野智氏の両氏との間で会社法第427条第1項の責任限 定契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任された場合、当 該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度 額としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役石川紘次氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
いしかわ こうじ	昭和51年10月 ㈱学究社入社	
石 川 紘 次	平成3年6月 同社常勤監査役	9,000株
(昭和19年8月3日)	平成12年6月 当社常勤監査役(社外監査役) (現任)	

- (注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 石川紘次氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 石川紘次氏を社外監査役候補者とした理由および同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、当社の常勤監査役として監査され、企業統治について十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。
 - 4. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数 石川紘次氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって15年であ ります。
 - 5. 当社は石川紘次氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。 本総会において原案どおり監査役に選任された場合、当該責任限定契約を継続する予 定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定 める最低責任限度額としております。
 - 6. 当社は、石川紘次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引 所に届け出ております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である海南監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。 会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成27年4月1日現在)

名		称	きさらぎ監査法人
事	務	所	主たる事務所 東京都千代田区平河一丁目3番13号
			ヒューリック平河町ビル
沿		革	平成19年2月 設立
			平成20年10月 上場会社監査事務所部会 登録
			平成27年4月 企業の様々な要請に迅速に対応するため、
			100%子会社として、(株)きさらぎコン
			サルティングを設立し、公認会計士法第
			2条第2項の業務を移管
概		要	出資金 44百万円
			構成人員 社員(公認会計士) 13名
			職員(公認会計士) 13名
			(公認会計士試験合格者) 5名
			(その他の職員) 2名
			合 計 33名
			関与会社 26社

(注) 監査役会がきさらぎ監査法人を会計監査人候補者とした理由は、法人の概要、経歴・実績および内部管理体制さらには報酬の水準を精査し、独立性に関する事項等職務の遂行に関する事項を確認し、当社の会計監査人として適切かつ妥当と判断したためです。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただき ますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト をご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス http://www.web54.net

- 2. 議決権行使のお取扱いについて
 - (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に 表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の 案内に従って賛否をご入力ください。
 - (2)議決権の行使期限は、平成27年6月24日(水曜日)午後5時30分までとなって おりますので、お早めの行使をお願いいたします。
 - (3)複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行 使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権 行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行 使としてお取扱いいたします。 (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の
 - 料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再 発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効で す。
- 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点 をご確認ください。

- ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (a). ウェブブラウザとしてVer. 5. 01SP2以降のMicrosoft®InternetExplorer
 - (b). PDFファイルブラウザとしてVer. 4. 0以降のAdobe®Acrobat®Reader®また は、Ver. 6.0以降のAdobe®Reader®
 - ※InternetExplorerは米国MicrosoftCorporationの、 Adobe®Acrobat®Reader®およびAdobe®Reader®は米国 AdobeSystemsIncorporatedの、米国および各国での登録商標、商標およ び製品名です。
 - ※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布 されています。
- ウ. スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も 可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。
- 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
 - (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記 にお問い合わせください。
 - 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 「電話」 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
 - (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
 - 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わ せください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様) 三井住友信託銀行 証券代行事務センター
- 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 十日休日を除く) 「電話」

メ	Ŧ	

株主総会会場ご案内

会 場 東京都豊島区東池袋三丁目1番4号 サンシャインシティ 文化会館7階 会議室704室



交 通 ■池袋駅東口

(JR山手線・埼京線・東北<宇都宮>線・高崎線、 地下鉄丸ノ内線・有楽町線・副都心線、西武池袋線、東武東上線)か ら徒歩15分

■東池袋駅 (地下鉄有楽町線)から徒歩8分